

不利益処分の処分基準

処 分 名		学校施設の目的外使用の許可取消し及び使用停止（多治見市立学校施設の開放に関する規則に係る部分を除く。）	
根拠法令及び条項		学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条	
所 管 部 課 名		教育委員会事務局 教育総務課	
処 分 基 準	関係法令等及び条項	①多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和 39 年条例第 10 号)第 2 条 ②多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則(昭和 56 年教育委員会規則第 6 号)	
	基 準	次に該当した場合に、使用許可を取り消し、又は使用停止を命ずる。 ・多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例又は多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則の諸規定に違反したとき ・使用許可の際に付した使用条件に違反したとき	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			